主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人加茂孝平の上告趣意について。

所論は、御寛大な判決をお願いするというのであるから、明らかに、刑訴四〇五条に当らないし、また、記録を精査しても同四一一条を適用すべきものと認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号に従い、裁判官全員一致の意見で主文の とおり決定する。

昭和二六年三月八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	鵉	藤	悠	輔
裁判官	眞	野		毅
裁判官	岩	松	Ξ	郎